

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月25日
【発行者名】	SBIアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	中村 慎吾
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	SBI TOPIX100・インデックスファンド <DC年金>
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>(以下「本ファンド」といいます。)

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 お申込みの方法等」をご参照ください。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

基準価額の照会方法等

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先は下記の通りです。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

（ 5 ）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

（ 6 ）【申込単位】

1円以上1円単位

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ 7 ）【申込期間】

2022年2月26日(土曜日)より2022年8月26日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（ 8 ）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込の取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ 9 ）【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社により、委託会社の口座を経由して受託会社の本ファンド口座に払込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨の申込書を提出します。

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会(以下「連合会」といいます。)等に限るものとします。

- () 本ファンドは、収益分配金を無手数料で再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込みに際しては、販売会社との間で「自動継続投資約款」(名称の如何を問わず、収益分配金の再投資を目的とする取得申込者と販売会社との間の契約を含みます。)に基づき収益分配金の再投資にかかる契約を締結していただきます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムで管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、T O P I X100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式/インデックス型」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/国内/株式/インデックス型」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド
対象インデックス	その他（TOPIX100）

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	（日本を含む）		
大型株	年4回	日本		日経225
中小型株	年6回	北米		
債券	（隔月）	欧州	ファミリー ファンド	
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		TOPIX
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		その他
クレジット	（ ）	中近東		（TOPIX100）
属性		（中東）		
（高格付債）		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券（株式））				
資産複合				
（ ）				

ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式」です。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 (投資信託証券)	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
その他 (TOPIX100)	目論見書または信託約款において、日経225またはTOPIXにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、TOPIX100）に連動する投資成果を目標とする旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色

主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

「TOPIX100」の著作権などについて

- ・TOPIX100の指数値及びTOPIX100の商標または標章は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIX100指数の算出、指数値の公表、利用など指数に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX100の商標または標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
 - ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX100の商標もしくは標章の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
 - ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値及びTOPIX100の商標または標章の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIX100の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
 - ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
 - ・本ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
 - ・東京証券取引所は、本ファンドの購入者または公衆に対し、本件商品の説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
 - ・東京証券取引所は、当社または本ファンドの購入者のニーズを、TOPIX100の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
 - ・上記項目に限らず、東京証券取引所は本ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- 上記は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年5月28日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

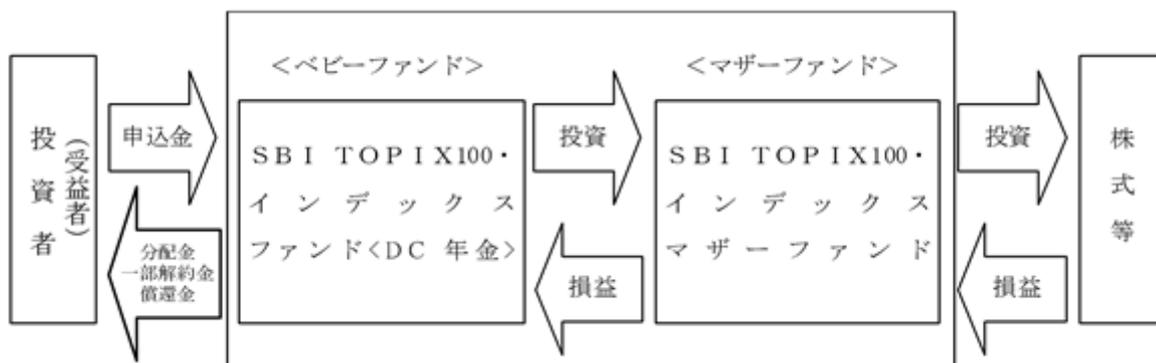
2009年4月 2日 本ファンドが投資成果の目標とするインデックスをTOPIX100・インデックスへ変更。これに伴いファンド名称をSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>に変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

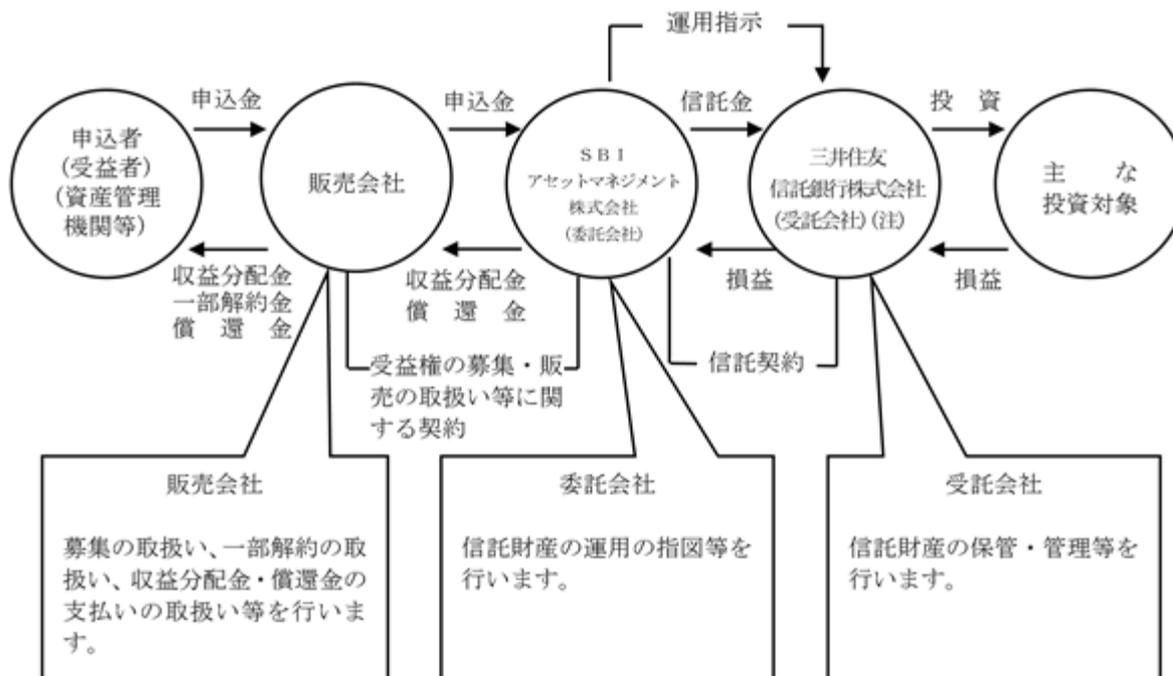
ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



分配金は自動的に再投資されます。

マザーファンドの運用方針等は、後述の2.投資方針「(参考)マザーファンドの運用の投資方針」をご参照下さい。

委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要



(注) 業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

委託会社の概況（2021年11月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBIAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

1986年 8 月29日 日債銀投資顧問株式会社として設立

1987年 2 月20日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録

1987年 9 月 9 日 有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可

2000年11月28日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

2001年 1 月 4 日 あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2002年 5 月 1 日 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

2005年 7 月 1 日 SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

2007年 9 月30日 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

() 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

(参考)マザーファンドの運用の投資方針

1 投資方針

この投資信託は、TOPIX100・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして、運用を行います。

<マザーファンド運用のプロセス>

ベンチマーク（TOPIX100・インデックス）採用銘柄・採用予定銘柄を主要投資対象としますが、信用リスクが高い銘柄ならびに流動性が低い銘柄は投資対象から除外する場合があります。ただし、TOPIX100・インデックスに占めるウェイトが比較的大きいなど指数への影響度が軽微ではないと判断される銘柄については、指数への連動性を維持する見地から投資対象に含めることがあります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって投資成果の目標とする指標です。

<TOPIX100・インデックスとは>

東京証券取引所の株価指数「TOPIX」の構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIX100構成銘柄は、TOPIXの構成銘柄の中から、時価総額(浮動株比率を反映させたもの。以下同じ。)及び流動性の高い100銘柄で構成される大型指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の62.7%（2021年11月末現在）をカバーしています。TOPIX100構成銘柄はCore30¹構成銘柄とLarge70²構成銘柄を合計した100銘柄により構成されています。

1 Core30とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIXの構成銘柄の中から、時価総額及び流動性の高い30銘柄で構成される超大型指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の36.9%（2021年11月末現在）をカバーしています。

2 Large70とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。Large70は、TOPIXの構成銘柄の中から、TOPIX100構成銘柄のうち、Core30構成銘柄に含まれない70銘柄で構成される指数のことをいい、1998年4月1日を1000ポイントとして算出し、TOPIX構成銘柄の時価総額の25.8%（2021年11月末現在）をカバーしています。

各指数を構成する銘柄数は、毎年10月の定期入替時において適用される「原則数」であり、その後の定期追加（新規上場等）や上場廃止等によって、各株価指数の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもあります。

本ファンドは、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。その実現が不可能になる以下の要因が存在します。

インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること

株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響

運用の効率化を図るためETFや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響

株式、ETF及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響

株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響

ETF、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響等

組入銘柄一覧

組入銘柄一覧(2021年11月30日現在)

証券コード	会社名	投資比率	証券コード	会社名	投資比率
1	7203 トヨタ自動車	6.04%	51	6326 クボタ	0.69%
2	6758 ソニーグループ	5.16%	52	4519 中外製薬	0.68%
3	6861 キーエンス	3.79%	53	8750 第一生命ホールディングス	0.66%
4	6098 リクルートホールディングス	3.03%	54	4689 Zホールディングス	0.64%
5	8035 東京エレクトロン	2.28%	55	6178 日本郵政	0.64%
6	8306 三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.27%	56	7269 スズキ	0.63%
7	9432 日本電信電話	2.14%	57	8801 三井不動産	0.63%
8	9984 ソフトバンクグループ	2.11%	58	2413 エムスリー	0.61%
9	7741 HOYA	2.10%	59	8802 三菱地所	0.60%
10	6594 日本電産	2.01%	60	8267 イオン	0.60%
11	6501 日立製作所	1.92%	61	4507 塩野義製薬	0.59%
12	4063 信越化学工業	1.91%	62	2502 アサヒグループホールディングス	0.59%
13	6367 ダイキン工業	1.76%	63	8002 丸紅	0.59%
14	7974 任天堂	1.70%	64	8053 住友商事	0.57%
15	8316 三井住友フィナンシャルグループ	1.51%	65	1925 大和ハウス工業	0.57%
16	8058 三菱商事	1.49%	66	8113 ユニ・チャーム	0.56%
17	6981 村田製作所	1.46%	67	6971 京セラ	0.56%
18	7267 本田技研工業	1.46%	68	6645 オムロン	0.55%
19	4502 武田薬品工業	1.42%	69	4578 大塚ホールディングス	0.51%
20	9433 KDDI	1.41%	70	9983 ファーストリテイリング	0.50%
21	9434 ソフトバンク	1.38%	71	4523 エーザイ	0.49%
22	8001 伊藤忠商事	1.34%	72	8630 S O M P Oホールディングス	0.48%
23	4568 第一三共	1.32%	73	6502 東芝	0.47%
24	6273 SMC	1.23%	74	7832 バンダイナムコホールディングス	0.47%
25	4661 オリエンタルランド	1.21%	75	2802 味の素	0.45%
26	8031 三井物産	1.17%	76	1928 積水ハウス	0.45%
27	6954 ファナック	1.15%	77	5401 日本製鉄	0.45%
28	8766 東京海上ホールディングス	1.10%	78	8725 M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	0.44%
29	6902 デンソー	1.09%	79	8830 住友不動産	0.44%
30	8411 みずほフィナンシャルグループ	1.05%	80	9735 セコム	0.43%
31	3382 セブン&アイ・ホールディングス	1.05%	81	8604 野村ホールディングス	0.43%
32	6702 富士通	1.01%	82	9843 ニトリホールディングス	0.42%
33	4901 富士フイルムホールディングス	0.94%	83	3407 旭化成	0.41%
34	4503 アステラス製薬	0.92%	84	2503 キリンホールディングス	0.40%
35	6503 三菱電機	0.85%	85	8309 三井住友トラスト・ホールディングス	0.40%
36	8591 オリックス	0.80%	86	7201 日産自動車	0.40%
37	7733 オリンパス	0.79%	87	5020 E N E O Sホールディングス	0.38%
38	6752 パナソニック	0.79%	88	8697 日本取引所グループ	0.37%
39	5108 プリヂェストーン	0.79%	89	7270 S U B A R U	0.36%
40	6920 レーザーテック	0.79%	90	6586 マキタ	0.36%
41	4543 テルモ	0.78%	91	9021 西日本旅客鉄道	0.35%
42	9022 東海旅客鉄道	0.78%	92	4188 三菱ケミカルホールディングス	0.35%
43	4452 花王	0.77%	93	4528 小野薬品工業	0.34%
44	7309 シマノ	0.76%	94	5802 住友電気工業	0.33%
45	7751 キヤノン	0.74%	95	9202 A N Aホールディングス	0.32%
46	9020 東日本旅客鉄道	0.73%	96	5713 住友金属鉱山	0.32%
47	2914 日本たばこ産業	0.73%	97	8308 りそなホールディングス	0.28%
48	4911 資生堂	0.72%	98	3402 東レ	0.28%
49	6869 シスメックス	0.72%	99	8601 大和証券グループ本社	0.28%
50	6301 小松製作所	0.70%			

上記比率は、マザーファンド純資産総額(現金等含む)に対する当該株式の時価比率です。なお、小数第3位を四捨五入にて表示しています。

2 運用方法

投資対象

日本国内の証券取引所に上場されている株式のうち、TOPIX100・インデックスに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

- () 主として、TOPIX100・インデックスに採用されている銘柄に投資し、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果をめざします。
- イ) 原則として、TOPIX100・インデックス構成銘柄すべてを、指数構成比率にしたがい投資します。ただし、資金動向により、銘柄の一部が組入れられなかったり、比率が指数構成通りにならない場合があります。
- ロ) 株式の組入れは、できるだけ高位を保ちます。
- () TOPIX100・インデックスの動きに連動する投資成果をめざすため、資金動向によっては、一時的に組入株式の時価総額と上場投資信託と株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- () 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合やファンドの投資目的が達成されない場合などがあります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限りません。）
3. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたSBI TOPIX100・インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記 1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条3項)

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

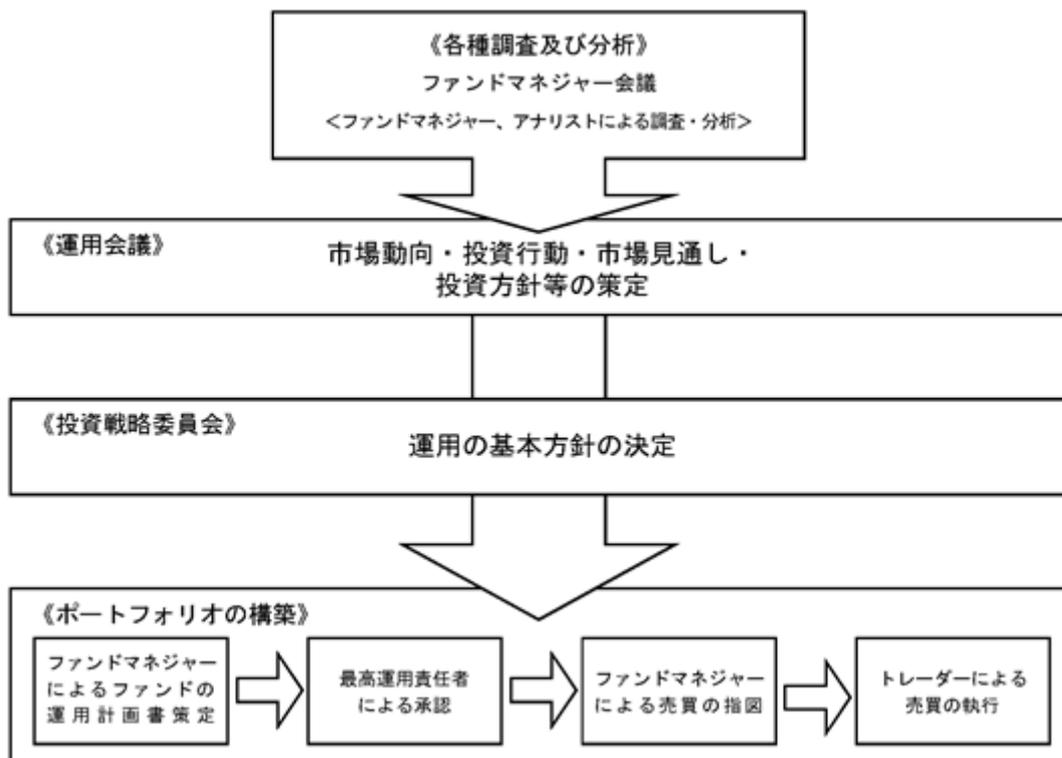
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時(年1回、5月27日。ただし休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含まれます。)等の範囲内とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積立てることができます。
 - () 前記()におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - () 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への投資は、行いません。
- () 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- () 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得

ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- () 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- () 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- () 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- () 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

() 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

() 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

資金の借入れ(信託約款第31条)

(イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて株式を中心とした、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 株価変動リスク

本ファンドは、株式を主要投資対象としていることから、株式の運用にかかる価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(2) 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財政状況の悪化または悪化が予想される場合等により株式の価格が下落した場合、もしくは債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合等には、当該商品の価格は下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(3) 価格乖離リスク

本ファンドは、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、その実現が不可能になる以下の要因が存在します。

インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること

株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響

運用の効率化を図るためETFや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響

株式、ETF及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響

株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響

ETF、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率が、ファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響等

(4) 流動性リスク

本ファンドが投資する、TOPIX100・インデックスファンド構成銘柄は、比較的規模の大きな銘柄ですが、株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(5) 金利変動リスク

一般に金利が上昇（低下）した場合は、債券の価格は下落（上昇）します。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります、本ファンドの基準価額の変動要因になります。

(6) 繰上償還リスク

本ファンドは、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合などには、繰上償還されることがあります。繰上償還が行われた場合、受益者は、受益権を償還まで保有した場合に得られたであろう投資収益を得られない可能性があります。

(7) その他留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

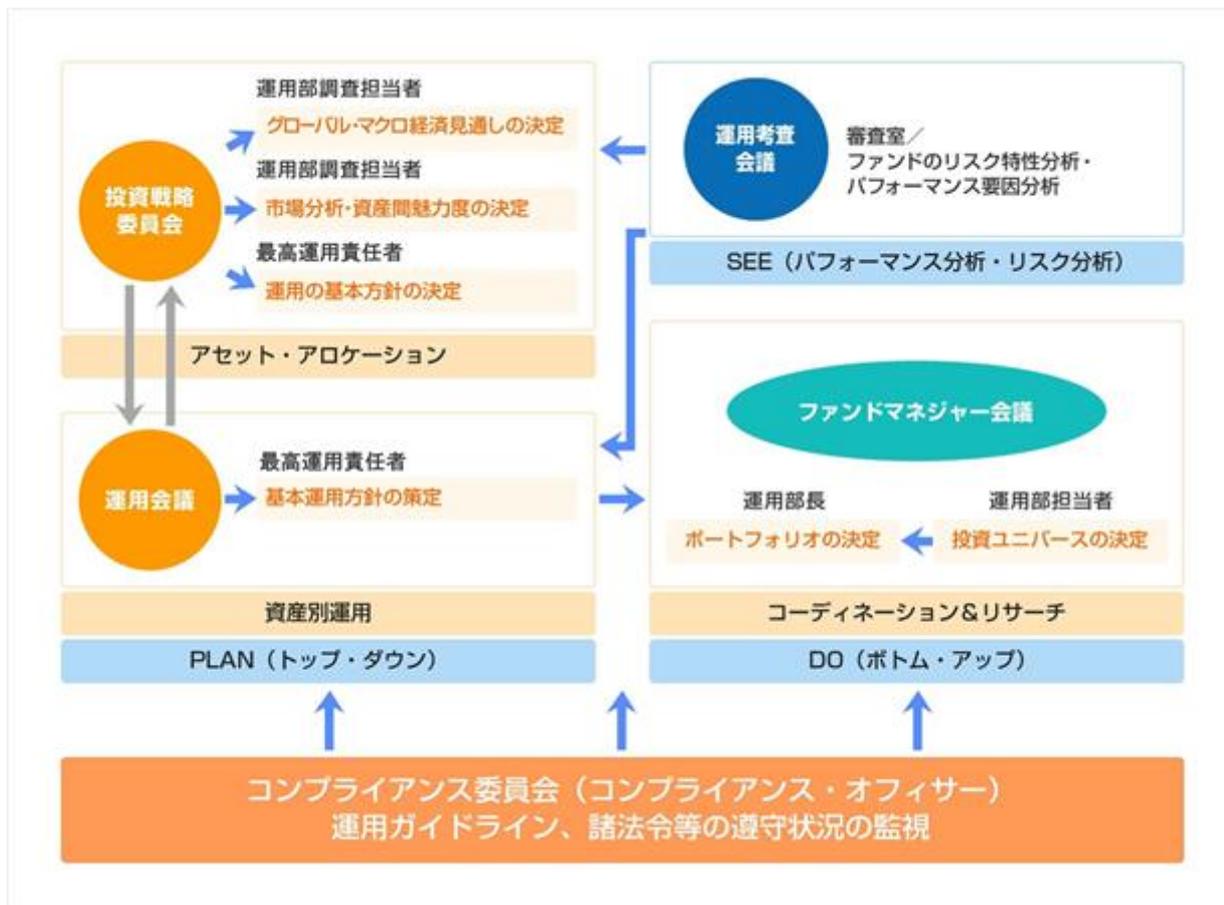
(8) リスク管理体制について

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月1回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

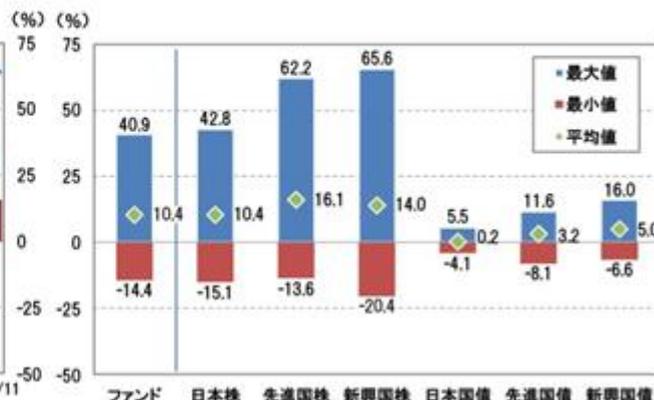
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2016年12月～2021年11月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2016年12月～2021年11月



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言いますが)組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込み手数料は、かかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

解約請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年0.264%（税抜：年0.24%）の率を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として毎日計上されます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分（税抜） >

支払先	純資産総額 10億円以下の部分	純資産総額 10億円超の部分	-
委託会社	年0.09%	年0.11%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
販売会社	年0.1%	年0.1%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.05%	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
 信託財産に関する租税
 信託事務の処理等に要する諸費用
 信託財産にかかる監査報酬
 その他の諸費用

ファンドが投資成果の目標とする「TOPIX100」の使用許諾にかかる基本となる料金（税抜：年10万円）を本ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の額を見直し、これを変更することができます。

当該諸費用は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2021年11月末日現在、以下の通りです。なお、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2021年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	9,455,811,996	99.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,379,588	0.11
合計(純資産総額)		9,466,191,584	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年11月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	SBI TOPIX100・イン デックスマザー ファンド	4,654,825,242	1.9675	9,158,368,664	2.0314	9,455,811,996	99.89

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2021年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年11月30日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10計算期間末 (2012年 5月28日)	768,271,704	768,271,704	5,463	5,463
第11計算期間末 (2013年 5月27日)	1,823,942,556	1,823,942,556	8,910	8,910
第12計算期間末 (2014年 5月27日)	2,348,129,679	2,348,129,679	9,312	9,312
第13計算期間末 (2015年 5月27日)	3,827,708,540	3,827,708,540	13,092	13,092
第14計算期間末 (2016年 5月27日)	4,185,072,031	4,185,072,031	10,427	10,427
第15計算期間末 (2017年 5月29日)	5,080,535,040	5,080,535,040	12,293	12,293
第16計算期間末 (2018年 5月28日)	5,968,039,078	5,968,039,078	13,904	13,904
第17計算期間末 (2019年 5月27日)	6,108,502,869	6,108,502,869	12,831	12,831
第18計算期間末 (2020年 5月27日)	6,676,282,581	6,676,282,581	13,068	13,068
第19計算期間末 (2021年 5月27日)	8,899,918,106	8,899,918,106	16,784	16,784
2020年11月末日	7,690,338,893		15,041	
12月末日	7,982,972,133		15,610	
2021年 1月末日	7,942,332,847		15,579	
2月末日	8,319,015,598		16,225	
3月末日	8,846,299,222		16,973	
4月末日	8,662,064,933		16,498	
5月末日	8,960,319,697		16,904	
6月末日	9,121,743,735		17,048	
7月末日	8,905,789,544		16,671	
8月末日	9,174,088,908		17,183	
9月末日	9,643,682,712		18,023	
10月末日	9,662,259,501		17,793	
11月末日	9,466,191,584		17,352	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第10計算期間	2011年 5月28日～2012年 5月28日	0
第11計算期間	2012年 5月29日～2013年 5月27日	0
第12計算期間	2013年 5月28日～2014年 5月27日	0
第13計算期間	2014年 5月28日～2015年 5月27日	0
第14計算期間	2015年 5月28日～2016年 5月27日	0
第15計算期間	2016年 5月28日～2017年 5月29日	0
第16計算期間	2017年 5月30日～2018年 5月28日	0
第17計算期間	2018年 5月29日～2019年 5月27日	0
第18計算期間	2019年 5月28日～2020年 5月27日	0
第19計算期間	2020年 5月28日～2021年 5月27日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間	2011年 5月28日～2012年 5月28日	13.09
第11計算期間	2012年 5月29日～2013年 5月27日	63.10
第12計算期間	2013年 5月28日～2014年 5月27日	4.51
第13計算期間	2014年 5月28日～2015年 5月27日	40.59
第14計算期間	2015年 5月28日～2016年 5月27日	20.36
第15計算期間	2016年 5月28日～2017年 5月29日	17.90
第16計算期間	2017年 5月30日～2018年 5月28日	13.11
第17計算期間	2018年 5月29日～2019年 5月27日	7.72
第18計算期間	2019年 5月28日～2020年 5月27日	1.85
第19計算期間	2020年 5月28日～2021年 5月27日	28.44
第20計算期(中間期)	2021年 5月28日～2021年11月27日	6.40

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第10計算期間	2011年 5月28日～2012年 5月28日	704,443,444	174,129,292	1,406,299,748
第11計算期間	2012年 5月29日～2013年 5月27日	1,226,497,341	585,762,100	2,047,034,989
第12計算期間	2013年 5月28日～2014年 5月27日	1,296,226,912	821,723,894	2,521,538,007
第13計算期間	2014年 5月28日～2015年 5月27日	1,432,878,051	1,030,759,828	2,923,656,230
第14計算期間	2015年 5月28日～2016年 5月27日	2,047,139,177	957,076,300	4,013,719,107
第15計算期間	2016年 5月28日～2017年 5月29日	1,500,603,116	1,381,449,184	4,132,873,039
第16計算期間	2017年 5月30日～2018年 5月28日	1,202,983,278	1,043,385,645	4,292,470,672
第17計算期間	2018年 5月29日～2019年 5月27日	1,193,855,157	725,622,972	4,760,702,857
第18計算期間	2019年 5月28日～2020年 5月27日	1,423,638,877	1,075,406,858	5,108,934,876
第19計算期間	2020年 5月28日～2021年 5月27日	1,417,048,271	1,223,263,333	5,302,719,814
第20計算期間(中間)	2021年 5月28日～2021年11月27日	682,458,053	527,973,171	5,457,204,696

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)

SBI TOPIX100・インデックスマザー ファンド

投資状況

(2021年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	9,331,423,880	98.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		124,190,980	1.31
合計(純資産総額)		9,455,614,860	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2021年11月30日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	業 種	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	285,300	1,803.67	514,587,522	2,001.00	570,885,300	6.04
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	35,300	10,845.28	382,838,409	13,825.00	488,022,500	5.16
日本	株式	キーエンス	電気機器	5,100	53,990.62	275,352,162	70,330.00	358,683,000	3.79
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	41,500	5,679.63	235,705,010	6,901.00	286,391,500	3.03
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,600	47,530.24	171,108,892	59,840.00	215,424,000	2.28
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	356,300	619.65	220,781,776	601.40	214,278,820	2.27
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	64,700	2,929.65	189,548,665	3,125.00	202,187,500	2.14
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	33,100	8,038.65	266,079,412	6,030.00	199,593,000	2.11
日本	株式	HOYA	精密機器	11,000	14,265.20	156,917,242	18,020.00	198,220,000	2.10
日本	株式	日本電産	電気機器	14,600	12,408.64	181,166,201	13,000.00	189,800,000	2.01
日本	株式	日立製作所	電気機器	27,100	5,703.56	154,566,680	6,688.00	181,244,800	1.92
日本	株式	信越化学工業	化学	9,500	18,505.82	175,805,321	19,000.00	180,500,000	1.91
日本	株式	ダイキン工業	機械	7,200	21,411.02	154,159,350	23,150.00	166,680,000	1.76
日本	株式	任天堂	その他製品	3,200	66,559.73	212,991,136	50,100.00	160,320,000	1.70
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	38,500	3,950.76	152,104,280	3,703.00	142,565,500	1.51
日本	株式	三菱商事	卸売業	41,600	3,040.02	126,465,162	3,391.00	141,065,600	1.49
日本	株式	村田製作所	電気機器	16,500	8,117.03	133,931,158	8,380.00	138,270,000	1.46
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	44,400	3,350.71	148,771,812	3,101.00	137,684,400	1.46
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	44,300	3,794.34	168,089,532	3,031.00	134,273,300	1.42
日本	株式	KDDI	情報・通信業	40,300	3,660.67	147,525,251	3,300.00	132,990,000	1.41
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	83,700	1,462.87	122,443,014	1,562.50	130,781,250	1.38
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	38,800	3,251.42	126,155,427	3,260.00	126,488,000	1.34
日本	株式	第一三共	医薬品	44,300	2,522.38	111,741,806	2,824.50	125,125,350	1.32
日本	株式	S M C	機械	1,600	63,809.28	102,094,848	72,650.00	116,240,000	1.23
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	6,400	16,008.50	102,454,457	17,840.00	114,176,000	1.21
日本	株式	三井物産	卸売業	43,100	2,397.08	103,314,383	2,557.00	110,206,700	1.17
日本	株式	ファナック	電気機器	4,900	25,719.73	126,026,677	22,245.00	109,000,500	1.15
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	18,300	5,153.78	94,314,248	5,708.00	104,456,400	1.10
日本	株式	デンソー	輸送用機器	12,400	7,349.06	91,128,403	8,331.00	103,304,400	1.09
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	71,100	1,668.79	118,651,556	1,402.00	99,682,200	1.05

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2021年11月30日現在)

種類	業種	投資比率(%)	
株式	建設業	1.02	
	食料品	2.17	
	繊維製品	0.28	
	化学	5.66	
	医薬品	6.28	
	石油・石炭製品	0.38	
	ゴム製品	0.79	
	鉄鋼	0.45	
	非鉄金属	0.65	
	機械	4.98	
	電気機器	24.25	
	輸送用機器	10.74	
	精密機器	3.67	
	その他製品	2.16	
	陸運業	1.86	
	空運業	0.32	
	情報・通信業	7.68	
	卸売業	5.16	
	小売業	2.56	
	銀行業	5.50	
	証券、商品先物取引業	0.71	
	保険業	2.69	
	その他金融業	1.17	
	不動産業	1.67	
	サービス業	5.92	
	合計		98.69

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

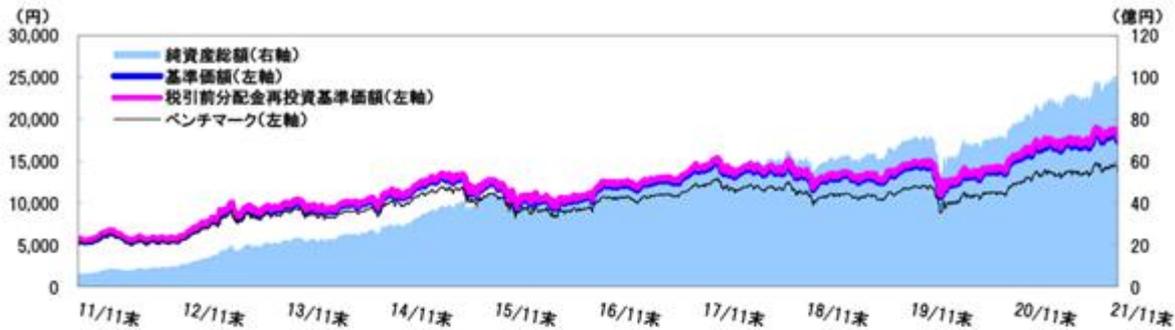
(参考情報)

運用実績



基準価額・純資産の推移 (2011年11月30日～2021年11月30日)

(基準日:2021年11月30日)



※ベンチマーク:2009年4月1日以降はTOPIX100(設定日から2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス)。

上記のグラフは設定日(2002年5月28日)の前営業日を10,000とし、これらを連続させて指数化しています。

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

基準価額(1万口当たり)	17,352 円	決算期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	設定来累計
純資産総額	94.66億円		17年5月	18年5月	19年5月	20年5月	21年5月	286円
		分配金	0円	0円	0円	0円	0円	

※基準価額は分配金控除後です。

主要な資産の状況(マザーファンド)

《組入上位10銘柄》

《組入上位10銘柄》		マザーファンド組入銘柄数 100	
No.	銘柄名	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	6.0%
2	ソニーグループ	電気機器	5.2%
3	キーエンス	電気機器	3.8%
4	リクルートホールディングス	サービス業	3.0%
5	東京エレクトロン	電気機器	2.3%
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.3%
7	日本電信電話	情報・通信業	2.1%
8	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.1%
9	HOYA	精密機器	2.1%
10	日本電産	電気機器	2.0%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位10業種》

《組入上位10業種》		
No.	業種	投資比率
1	電気機器	24.3%
2	輸送用機器	10.7%
3	情報・通信業	7.7%
4	医薬品	6.3%
5	サービス業	5.9%
6	化学	5.7%
7	銀行業	5.5%
8	卸売業	5.2%
9	機械	5.0%
10	精密機器	3.7%

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※本ファンドのベンチマークは、TOPIX100です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2021年は11月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

()お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午前11時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日となります。

()お申込単位

最低単位を1円または1口単位として販売会社が定めるものとします。

お申込単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、販売会社は下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

()お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額とします。

()お申込手数料

申込手数料はかかりません。

取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。また、確定拠出年金を通じて取得申込みを行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(i) 一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午前11時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

b. 換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

c. 換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、換金請求受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日あたり1億円を超える大口解約には制限があります。

上記にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込の受け付けを中止すること及びすでに受け付けたかかるお申込を保留または取消することができます。

前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受けられたか
 かるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得
 のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合に
 は、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一
 部解約の実行の請求を受け付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座
 が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委
 託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行う
 ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載また
 は記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

() その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間
 内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファン
 ドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び
 一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財
 産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日に
 おける受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場
 合があります。）。

() 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

() 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の
 日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。(2002年5月28日設定)

(4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は原則として5月28日から翌年5月27日までとします。各計算期間終了日に該当する日が原則として毎年5月28日から翌年5月27日までとします。休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

() 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続を準用します。

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1カ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「()約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

() 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対者の買取請求権

上記()に規定する信託契約の解約または上記()に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記()または上記()の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社及び金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

() 運用報告書

ファンドは、毎計算期末（毎年5月27日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

() 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

()反対者の買取請求

信託約款の変更の内容が重大な物に該当するとき、または信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は投信法第18条の規定に基づき、その受益権を公正な価額で買取よう請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2020年5月28日から2021年5月27日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第18期 〔2020年5月27日現在〕	第19期 〔2021年5月27日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,563,401	31,724,518
親投資信託受益証券	6,660,305,807	8,884,498,008
流動資産合計	6,694,869,208	8,916,222,526
資産合計	6,694,869,208	8,916,222,526
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,774,376	5,121,694
未払受託者報酬	1,190,292	1,486,321
未払委託者報酬	7,456,777	9,531,319
未払利息	94	86
その他未払費用	165,088	165,000
流動負債合計	18,586,627	16,304,420
負債合計	18,586,627	16,304,420
純資産の部		
元本等		
元本	5,108,934,876	5,302,719,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,567,347,705	3,597,198,292
元本等合計	6,676,282,581	8,899,918,106
純資産合計	6,676,282,581	8,899,918,106
負債純資産合計	6,694,869,208	8,916,222,526

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期		第19期	
	自	2019年5月28日 至 2020年5月27日	自	2020年5月28日 至 2021年5月27日
営業収益				
有価証券売買等損益		154,964,904		1,919,192,201
営業収益合計		154,964,904		1,919,192,201
営業費用				
支払利息		28,632		35,322
受託者報酬		2,351,585		2,762,835
委託者報酬		14,711,871		17,579,527
その他費用		333,415		330,108
営業費用合計		17,425,503		20,707,792
営業利益又は営業損失()		137,539,401		1,898,484,409
経常利益又は経常損失()		137,539,401		1,898,484,409
当期純利益又は当期純損失()		137,539,401		1,898,484,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		33,417,820		213,771,820
期首剰余金又は期首欠損金()		1,347,800,012		1,567,347,705
剰余金増加額又は欠損金減少額		425,848,014		737,201,543
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		425,848,014		737,201,543
剰余金減少額又は欠損金増加額		310,421,902		392,063,545
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		310,421,902		392,063,545
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		1,567,347,705		3,597,198,292

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期 2020年 5月27日現在	第19期 2021年 5月27日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	5,108,934,876口	5,302,719,814口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3068円 (13,068円)	1.6784円 (16,784円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自 2019年 5月28日 至 2020年 5月27日	第19期 自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等 A 158,595,905円	費用控除後の配当等 A 183,454,160円
収益額	収益額
費用控除後・繰越欠 B - 円	費用控除後・繰越欠 B 1,087,098,813円
損金補填後の有価証券等損益額	損金補填後の有価証券等損益額
収益調整金額 C 4,200,531,152円	収益調整金額 C 4,621,255,981円
分配準備積立金額 D 866,778,405円	分配準備積立金額 D 807,820,051円
本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 5,225,905,462円	本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 6,699,629,005円
象収益額	象収益額
本ファンドの期末残 F 5,108,934,876口	本ファンドの期末残 F 5,302,719,814口
存口数	存口数
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 10,228.93円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 12,634.30円
分配対象額	分配対象額
10,000口当たり分配 H - 円	10,000口当たり分配 H - 円
金額	金額
収益分配金金額 I=F×H/10,000 - 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 - 円
2. 追加情報	2. 追加情報
2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自 2019年 5月28日 至 2020年 5月27日	第19期 自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 2020年 5月27日現在	第19期 2021年 5月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 自 2019年 5月28日 至 2020年 5月27日	第19期 自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	136,013,167	1,837,119,368
合計	136,013,167	1,837,119,368

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 2019年 5月28日 至 2020年 5月27日	第19期 自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第18期 自 2019年 5月28日 至 2020年 5月27日	第19期 自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,760,702,857円	5,108,934,876円
期中追加設定元本額	1,423,638,877円	1,417,048,271円
期中一部解約元本額	1,075,406,858円	1,223,263,333円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	SBI TOPIX100・インデックスマ ザー ファンド	4,528,055,659	8,884,498,008	
合計		4,528,055,659	8,884,498,008	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

本報告書の開示対象であるファンド（SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>）は、「SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年5月27日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI TOPIX100・インデックスマザー ファンド

貸借対照表

（単位：円）

2021年 5月27日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	83,702,376
株式	8,714,267,700
未収配当金	86,634,952
流動資産合計	8,884,605,028
資産合計	8,884,605,028
負債の部	
流動負債	
未払利息	229
流動負債合計	229
負債合計	229
純資産の部	
元本等	
元本	4,528,055,659
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,356,549,140
元本等合計	8,884,604,799
純資産合計	8,884,604,799
負債純資産合計	8,884,605,028

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年 5月27日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	4,528,055,659口
2. 1口当たり純資産額	1.9621円
(10,000口当たり純資産額)	(19,621円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年 5月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
	当期間の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,677,175,754
合計	1,677,175,754

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2020年 5月28日
期首元本額	4,373,723,278円
期末元本額	4,528,055,659円
期中追加設定元本額	644,144,347円
期中一部解約元本額	489,811,966円
元本の内訳	
SBI TOPIX100・インデックスファンド DC年金	4,528,055,659円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大和ハウス工業	15,800	3,111.00	49,153,800	
積水ハウス	18,500	2,286.00	42,291,000	
アサヒグループホールディングス	12,000	5,354.00	64,248,000	
麒麟ホールディングス	23,200	2,238.00	51,921,600	
味の素	13,000	2,454.00	31,902,000	
日本たばこ産業	29,300	2,189.50	64,152,350	
東レ	38,700	702.50	27,186,750	
旭化成	35,400	1,202.00	42,550,800	
信越化学工業	9,900	18,480.00	182,952,000	
三菱ケミカルホールディングス	35,700	865.60	30,901,920	
花王	13,100	6,857.00	89,826,700	
富士フイルムホールディングス	9,600	7,552.00	72,499,200	
資生堂	10,800	7,891.00	85,222,800	
ユニ・チャーム	11,600	4,493.00	52,118,800	
武田薬品工業	45,400	3,810.00	172,974,000	
アステラス製薬	47,300	1,744.00	82,491,200	
塩野義製薬	6,900	5,624.00	38,805,600	
中外製薬	17,100	4,177.00	71,426,700	
エーザイ	6,000	7,229.00	43,374,000	
小野薬品工業	12,500	2,500.00	31,250,000	
第一三共	46,800	2,511.50	117,538,200	
大塚ホールディングス	11,300	4,557.00	51,494,100	
E N E O Sホールディングス	82,000	447.60	36,703,200	
ブリヂストン	14,500	4,755.00	68,947,500	
日本製鉄	25,700	2,018.50	51,875,450	
住友金属鉱山	6,900	4,663.00	32,174,700	
住友電気工業	18,800	1,666.50	31,330,200	
S M C	1,600	63,830.00	102,128,000	
小松製作所	24,700	3,185.00	78,669,500	
クボタ	28,600	2,490.00	71,214,000	
ダイキン工業	6,900	21,335.00	147,211,500	
三菱重工業	8,600	3,216.00	27,657,600	

日立製作所	26,200	5,671.00	148,580,200	
三菱電機	54,500	1,707.00	93,031,500	
日本電産	13,100	12,405.00	162,505,500	
富士通	4,900	17,950.00	87,955,000	
パナソニック	58,200	1,241.50	72,255,300	
ソニーグループ	34,200	10,800.00	369,360,000	
キーエンス	5,400	53,510.00	288,954,000	
シスメックス	4,300	11,230.00	48,289,000	
ファナック	4,800	25,750.00	123,600,000	
京セラ	8,300	6,761.00	56,116,300	
村田製作所	16,000	8,092.00	129,472,000	
キヤノン	27,100	2,588.50	70,148,350	
東京エレクトロン	3,200	47,120.00	150,784,000	
デンソー	12,000	7,330.00	87,960,000	
日産自動車	64,300	536.70	34,509,810	
トヨタ自動車	55,200	8,980.00	495,696,000	
本田技研工業	42,900	3,347.00	143,586,300	
スズキ	10,800	4,725.00	51,030,000	
S U B A R U	15,600	2,086.50	32,549,400	
シマノ	2,000	24,850.00	49,700,000	
テルモ	16,700	4,167.00	69,588,900	
オリンパス	30,200	2,295.00	69,309,000	
H O Y A	10,700	14,150.00	151,405,000	
バンダイナムコホールディングス	4,500	7,806.00	35,127,000	
任天堂	3,100	67,090.00	207,979,000	
中部電力	16,700	1,300.50	21,718,350	
関西電力	20,700	1,026.50	21,248,550	
東京瓦斯	10,500	2,162.50	22,706,250	
東日本旅客鉄道	9,600	7,631.00	73,257,600	
西日本旅客鉄道	4,900	6,133.00	30,051,700	
東海旅客鉄道	4,500	16,090.00	72,405,000	
A N Aホールディングス	13,900	2,633.00	36,598,700	
Zホールディングス	73,500	518.80	38,131,800	
日本電信電話	62,600	2,925.00	183,105,000	
K D D I	42,900	3,665.00	157,228,500	
ソフトバンク	48,600	1,408.50	68,453,100	
ソフトバンクグループ	42,500	8,092.00	343,910,000	

伊藤忠商事	37,600	3,250.00	122,200,000	
丸紅	53,000	945.70	50,122,100	
三井物産	43,600	2,392.00	104,291,200	
住友商事	33,900	1,514.50	51,341,550	
三菱商事	32,700	2,910.00	95,157,000	
セブン&アイ・ホールディングス	21,000	4,749.00	99,729,000	
イオン	20,700	2,888.00	59,781,600	
ニトリホールディングス	2,100	19,135.00	40,183,500	
ファーストリテイリング	700	87,980.00	61,586,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	367,900	619.40	227,877,260	
りそなホールディングス	62,100	464.00	28,814,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	10,200	3,750.00	38,250,000	
三井住友フィナンシャルグループ	37,200	3,954.00	147,088,800	
みずほフィナンシャルグループ	73,100	1,673.50	122,332,850	
大和証券グループ本社	40,300	633.30	25,521,990	
野村ホールディングス	82,100	609.30	50,023,530	
SOMPOホールディングス	9,500	4,356.00	41,382,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	13,100	3,284.00	43,020,400	
第一生命ホールディングス	28,400	2,216.00	62,934,400	
東京海上ホールディングス	17,700	5,130.00	90,801,000	
オリックス	32,700	1,885.00	61,639,500	
日本取引所グループ	14,500	2,520.00	36,540,000	
三井不動産	24,500	2,551.00	62,499,500	
三菱地所	35,300	1,812.00	63,963,600	
住友不動産	12,100	3,625.00	43,862,500	
エムスリー	9,200	7,377.00	67,868,400	
オリエンタルランド	5,500	15,750.00	86,625,000	
リクルートホールディングス	37,300	5,535.00	206,455,500	
日本郵政	39,400	906.60	35,720,040	
セコム	5,100	8,658.00	44,155,800	
合 計	2,769,800		8,714,267,700	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(2021年5月28日から2021年11月27日まで)の中間財務諸表については監査法人ナカチによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 〔2021年5月27日現在〕	第20期中間計算期間 〔2021年11月27日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,724,518	48,292,772
親投資信託受益証券	8,884,498,008	9,735,448,378
流動資産合計	8,916,222,526	9,783,741,150
資産合計	8,916,222,526	9,783,741,150
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,121,694	25,022,334
未払受託者報酬	1,486,321	1,658,197
未払委託者報酬	9,531,319	10,724,812
未払利息	86	132
その他未払費用	165,000	162,138
流動負債合計	16,304,420	37,567,613
負債合計	16,304,420	37,567,613
純資産の部		
元本等		
元本	5,302,719,814	5,457,204,696
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3,597,198,292	4,288,968,841
元本等合計	8,899,918,106	9,746,173,537
純資産合計	8,899,918,106	9,746,173,537
負債純資産合計	8,916,222,526	9,783,741,150

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自 2020年5月28日 至 2020年11月27日	第20期中間計算期間 自 2021年5月28日 至 2021年11月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,154,319,715	583,950,370
営業収益合計	1,154,319,715	583,950,370
営業費用		
支払利息	17,207	15,668
受託者報酬	1,276,514	1,658,197
委託者報酬	8,048,208	10,724,812
その他費用	165,108	162,138
営業費用合計	9,507,037	12,560,815
営業利益又は営業損失（ ）	1,144,812,678	571,389,555
経常利益又は経常損失（ ）	1,144,812,678	571,389,555
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,144,812,678	571,389,555
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	45,888,620	35,105,856
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,567,347,705	3,597,198,292
剰余金増加額又は欠損金減少額	248,764,685	515,086,739
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	248,764,685	515,086,739
剰余金減少額又は欠損金増加額	203,835,677	359,599,889
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	203,835,677	359,599,889
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,711,200,771	4,288,968,841

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第19期 2021年 5月27日現在	第20期中間計算期間 2021年11月27日現在
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	5,302,719,814口	5,457,204,696口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6784円 (16,784円)	1.7859円 (17,859円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期中間計算期間（自 2020年 5月28日 至 2020年11月27日）

該当事項はありません。

第20期中間計算期間（自 2021年 5月28日 至 2021年11月27日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 2021年 5月27日現在	第20期中間計算期間 2021年11月27日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項目	第19期	第20期中間計算期間
	自 2020年 5月28日 至 2021年 5月27日	自 2021年 5月28日 至 2021年11月27日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,108,934,876円	5,302,719,814円
期中追加設定元本額	1,417,048,271円	682,458,053円
期中一部解約元本額	1,223,263,333円	527,973,171円

（参考）

本報告書の開示対象であるファンド（SBI TOPIX100・インデックスファンド＜DC年金＞）は、「SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年11月27日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI TOPIX100・インデックスマザー ファンド

貸借対照表

（単位：円）

2021年11月27日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	110,880,985
株式	9,608,112,390
未収配当金	76,834,598
流動資産合計	9,795,827,973
資産合計	9,795,827,973
負債の部	
流動負債	
未払金	60,523,221
未払利息	303
流動負債合計	60,523,524
負債合計	60,523,524
純資産の部	
元本等	
元本	4,656,326,946
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,078,977,503
元本等合計	9,735,304,449
純資産合計	9,735,304,449
負債純資産合計	9,795,827,973

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年11月27日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	4,656,326,946口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.0908円 (20,908円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年11月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	自 2021年 5月28日 至 2021年11月27日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,528,055,659円
期末元本額	4,656,326,946円
期中追加設定元本額	316,494,854円
期中一部解約元本額	188,223,567円
元本の内訳	
SBI TOPIX100・インデックスファンド DC年金	4,656,326,946円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2021年11月30日現在
資産総額	9,481,923,103円
負債総額	15,731,519円
純資産総額（ - ）	9,466,191,584円
発行済口数	5,455,413,592口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7352円
（1万口当たり純資産額）	（17,352円）

（参考）

SBI TOPIX100・インデックスマザー ファンド

純資産額計算書

	2021年11月30日現在
資産総額	9,455,615,007円
負債総額	147円
純資産総額（ - ）	9,455,614,860円
発行済口数	4,654,825,242口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0314円
（1万口当たり純資産額）	（20,314円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えについてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割
委託会社は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額(2021年11月末日現在)

- () 資本金の額
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- () 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- () 発行済株式の総数
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2021年11月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	68	758,413
単位型株式投資信託	4	14,720

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間(自2021年4月1日至2021年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	840,561	1,281,158
前払費用	37,716	24,575
未収委託者報酬	464,273	482,776
未収運用受託報酬	187	1,091
その他	28,419	25,257
流動資産合計	1,371,157	1,814,859
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,324	13,748
器具備品	4,901	3,540
有形固定資産合計	15,226	17,288
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	4,028	2,626
商標権	1,541	1,352
無形固定資産合計	5,637	4,046
投資その他の資産		
投資有価証券	868,642	956,238
繰延税金資産	163,346	140,000
長期差入保証金	19,802	10,137
その他	1,620	1,476
投資その他の資産合計	1,053,411	1,107,852
固定資産合計	1,074,275	1,129,187
資産合計	2,445,433	2,944,046

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	3,223	2,370
未払金	347,341	383,631
未払手数料	307,088	333,627
その他未払金	40,253	50,003
未払法人税等	11,467	92,760
未払消費税等	3,617	19,520
流動負債合計	365,651	498,282
負債合計	365,651	498,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,014,188	2,310,952
利益剰余金合計	2,044,200	2,340,964
株主資本合計	2,444,400	2,741,164
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	367,962	295,400
繰延ヘッジ損益	3,343	
評価・換算差額等合計	364,618	295,400
純資産合計	2,079,782	2,445,764
負債純資産合計	2,445,433	2,944,046

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,491,085	2,242,459
運用受託報酬	297	1,259
その他営業収益	3,347	
営業収益計	2,494,730	2,243,719
営業費用		
支払手数料	1,657,656	1,472,682
広告宣伝費	16,905	11,011
調査費	29,882	33,280
調査費	29,882	33,280
委託計算費	104,181	109,479
営業雑経費	27,158	23,297
通信費	968	720
印刷費	22,101	19,915
協会費	2,681	2,429
諸会費	135	189
その他営業雑経費	1,269	43
営業費用計	1,835,784	1,649,751
一般管理費		
給料	167,426	136,492
役員報酬	38,545	27,899
給料・手当	128,881	108,592
交際費	4	0
旅費交通費	5,879	341
福利厚生費	22,277	19,637
租税公課	9,037	9,743
不動産賃借料	18,917	13,750
消耗品費	1,338	810
事務委託費	11,177	13,751
退職給付費用	4,686	3,963
固定資産減価償却費	4,378	4,560
諸経費	15,383	16,387
一般管理費計	260,508	219,438
営業利益	398,437	374,528
営業外収益		
受取利息	5	6
受取配当金	78,813	51,201
雑収入	1,512	1,682
営業外収益計	80,331	52,890
営業外費用		
為替差損	234	1
営業外費用計	234	1
経常利益	478,534	427,417

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
税引前当期純利益	478,534	427,417
法人税、住民税及び事業税	109,007	137,856
法人税等調整額	38,166	7,202
法人税等合計	147,173	130,653
当期純利益	331,360	296,763

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	1,682,828	1,712,840	2,113,040	182,559		182,559	1,930,481
当期変動額									
当期純利益			331,360	331,360	331,360				331,360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						185,402	3,343	182,059	182,059
当期変動額合計			331,360	331,360	331,360	185,402	3,343	182,059	149,300
当期末残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	367,962	3,343	364,618	2,079,782

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	367,962	3,343	364,618	2,079,782
当期変動額									
当期純利益			296,763	296,763	296,763				296,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						72,561	3,343	69,218	69,218
当期変動額合計			296,763	296,763	296,763	72,561	3,343	69,218	365,982
当期末残高	400,200	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	295,400		295,400	2,445,764

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 株価指数先物

ヘッジ対象 投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 2,111千円	建物 3,457千円
器具備品 3,312千円	器具備品 4,674千円
合計 5,423千円	合計 8,132千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、株価指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っており、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	840,561	840,561	
(2) 未収委託者報酬	464,273	464,273	
(3) 未収運用受託報酬	187	187	
(4) 投資有価証券 其他有価証券	868,642	868,642	
資産計	2,173,664	2,173,664	
未払金	347,341	347,341	
負債計	347,341	347,341	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	4,819	4,819	
デリバティブ取引計(注)	4,819	4,819	

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

其他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無い場合、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	840,561
未収委託者報酬	464,273
未収運用受託報酬	187
合計	1,305,021

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日でありませ

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,281,158	1,281,158	
(2) 未収委託者報酬	482,776	482,776	
(3) 未収運用受託報酬	1,091	1,091	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	956,238	956,238	
資産計	2,721,264	2,721,264	
未払金	383,631	383,631	
負債計	383,631	383,631	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	
デリバティブ取引計(注)	350	350	

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無い場合、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,281,158
未収委託者報酬	482,776
未収運用受託報酬	1,091
合計	1,765,026

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他			
	小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	868,642	1,399,000	530,357
	小計	868,642	1,399,000	530,357
合計		868,642	1,399,000	530,357

2. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	11,154	1,154	
合計	11,154	1,154	

当事業年度（2021年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,394	1,000	394
	小計	1,394	1,000	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	954,843	1,381,010	426,166
	小計	954,843	1,381,010	426,166
合計		956,238	1,382,010	425,771

2. 売却したその他有価証券

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	15,865	794	
合計	15,865	794	

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2020年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 買建	投資有価証券	10,000		4,819
合計			10,000		4,819

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

当事業年度（2021年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,910		350	350
合計		7,910		350	350

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) 4,686千円、当事業年度(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) 3,963千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">886</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">866</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">162,395</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">673</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">165,260</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">164,822</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">1,475</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,475</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">163,346</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	未払事業税	886	その他未払税金	866	その他有価証券評価差額金	162,395	その他	673	繰延税金資産小計	165,260	評価性引当額	438	繰延税金資産合計	164,822	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	1,475	繰延税金負債合計	1,475	繰延税金資産の純額	163,346	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">438千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">3,830</td> </tr> <tr> <td>その他未払税金</td> <td style="text-align: right;">1,424</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">130,492</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,936</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">140,121</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">140,121</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">120</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">140,000</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	未払事業税	3,830	その他未払税金	1,424	その他有価証券評価差額金	130,492	その他	3,936	繰延税金資産小計	140,121	評価性引当額		繰延税金資産合計	140,121	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	120	繰延税金負債合計	120	繰延税金資産の純額	140,000
繰延税金資産																																																					
電話加入権	438千円																																																				
未払事業税	886																																																				
その他未払税金	866																																																				
その他有価証券評価差額金	162,395																																																				
その他	673																																																				
繰延税金資産小計	165,260																																																				
評価性引当額	438																																																				
繰延税金資産合計	164,822																																																				
繰延税金負債																																																					
繰延ヘッジ損益	1,475																																																				
繰延税金負債合計	1,475																																																				
繰延税金資産の純額	163,346																																																				
繰延税金資産																																																					
電話加入権	438千円																																																				
未払事業税	3,830																																																				
その他未払税金	1,424																																																				
その他有価証券評価差額金	130,492																																																				
その他	3,936																																																				
繰延税金資産小計	140,121																																																				
評価性引当額																																																					
繰延税金資産合計	140,121																																																				
繰延税金負債																																																					
その他有価証券評価差額金	120																																																				
繰延税金負債合計	120																																																				
繰延税金資産の純額	140,000																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	同左																																																				

(セグメント情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 千円)

顧客の名称	営業収益
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリパイプ (年2回決算型)	633,842

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略してあります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	517,208

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託・販促	販売委託 支払手数料	586,867	未払金	117,336
							広告宣伝 費	160		

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社(東京証券取引所ジャスダック市場に上場)
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託	販売委託 支払手数料	533,728	未払金	148,196

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
1株当たり純資産額	56,824円65銭	66,824円16銭
1株当たり当期純利益	9,053円55銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	8,108円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
当期純利益(千円)	331,360	296,763
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	331,360	296,763
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要**(1) 結合当事企業の名称**

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金・預金	369,937
前払費用	20,492
未収委託者報酬	590,029
未収運用受託報酬	3,165
その他	23,674
流動資産合計	1,007,300
固定資産	
有形固定資産	
建物	12,991
器具備品	3,019
有形固定資産合計	16,011
無形固定資産	
商標権	1,339
ソフトウェア	1,967
その他	67
無形固定資産合計	3,373
投資その他の資産	
投資有価証券	1,054,599
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	170,958
その他	11,541
投資その他の資産合計	1,259,131
固定資産合計	1,278,516
資産合計	2,285,816

(単位：千円)

当中間会計期間
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	330
未払金	403,399
未払手数料	348,051
その他未払金	55,347
未払法人税等	83,232
未払消費税等	2,18,274
流動負債合計	505,237
負債合計	505,237
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	50,000
資本剰余金合計	50,000
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,591,390
利益剰余金合計	1,691,440
株主資本合計	2,141,640
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	361,060
評価・換算差額等合計	361,060
純資産合計	1,780,579
負債純資産合計	2,285,816

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,231,526
運用受託報酬	3,912
営業収益計	1,235,438
営業費用	
支払手数料	784,652
広告宣伝費	5,230
調査費	22,299
委託計算費	67,435
営業雑経費	12,600
通信費	370
印刷費	10,830
協会費	1,266
諸会費	131
営業費用計	892,218
一般管理費	
給料	60,548
役員報酬	12,143
給料・手当	48,254
賞与	150
福利厚生費	8,979
寄付金	4,397
旅費交通費	58
租税公課	5,214
不動産賃料	5,101
退職給付費用	1,460
固定資産減価償却費	3,148
消耗品費	350
事務委託費	4,990
諸経費	6,830
一般管理費計	101,080
営業利益	242,139
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	24,180
その他	297
営業外収益計	24,479
営業外費用	
雑損失	36
営業外費用計	36
経常利益	266,582

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

税引前中間純利益	266,582
法人税、住民税及び事業税	83,150
法人税等調整額	1,428
法人税等合計	81,721
中間純利益	184,860

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	400,200			30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164
当中間期変動額							
合併による増加		50,000	50,000		256,295	256,295	306,295
準備金の積立				70,038	70,038		
剰余金の配当					1,090,680	1,090,680	1,090,680
中間純利益					184,860	184,860	184,860
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計		50,000	50,000	70,038	719,562	649,524	599,524
当中間期末残高	400,200	50,000	50,000	100,050	1,591,390	1,691,440	2,141,640

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	295,400	295,400	2,445,764
当中間期変動額			
合併による増加			306,295
準備金の積立			
剰余金の配当			1,090,680
中間純利益			184,860
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	65,660	65,660	65,660
当中間期変動額合計	65,660	65,660	665,184
当中間期末残高	361,060	361,060	1,780,579

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 15年、器具備品が3 - 15年です。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（表示方法の変更）

（中間貸借対照表）

前中間会計期間において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」は、当中間会計期間において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前中間会計期間において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、当中間会計期間において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
建物	4,214千円
器具備品	5,194千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示していません。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

当中間会計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年9月30日)

有形固定資産	1,277千円
無形固定資産	1,871千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月25日 株主総会	普通株式	1,090,680	29,800	2021年8月25日	2021年8月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2021年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,054,599	1,054,599	
資産計	1,054,599	1,054,599	
デリバティブ取引(*3)	296	296	

(*1) 「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(*4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 指数先物関連		296		296
資産計		296		296

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)投資信託（中間貸借対照表計上額 1,054,599千円）に関する事項については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和2年3月6日内閣府令第9号）に基づき、記載を省略しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

当中間会計期間（2021年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	2,064	1,500	564
	小計	2,064	1,500	564
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,052,535	1,573,510	520,974
	小計	1,052,535	1,573,510	520,974
合計		1,054,599	1,575,010	520,410

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2021年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	11,214		296	296
合計		11,214		296	296

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年3月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年5月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ （年2回決算型）	192,420	投資運用業

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額	48,649円72銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,780,579
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	1,780,579
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数(株)	36,600

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	5,050円83銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	184,860
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	184,860
普通株式の期中平均株式数(株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月2日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村尚子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員

業務執行社員

公認会計士

田中 弘司

印

業務執行社員

公認会計士

黒崎 浩利

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の2020年5月28日から2021年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の2021年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木村尚子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

郷右近 隆也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月7日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 ナカチ
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高村 俊行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 家富 義則
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の2021年5月28日から2021年11月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の2021年11月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年5月28日から2021年11月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。